

ヘーゲル「国家論」の研究

——『人倫の体系』の地平から——

A Study on Hegel's State-Theory
—in the Standpoint of *System der Sittlichkeit*—

久 田 健 吉

Kenkichi HISADA

Studies in Humanities and Cultures

Vol. 2

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 2号
2004年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2004

ヘーゲル「国家論」の研究

——『人倫の体系』の地平から——

久田健吉

要旨 ヘーゲルの国家論の特徴は、国家は人倫を大切にす国家でなければならないとした点にある。

人倫を大切にす国家、つまり人倫の国家とは絶対的人倫の理念に基づく諸個人の共存の国家であって、個人が己の個別的意志を普遍的意志へと陶冶していくことにおいて成り立つ国家である。しかし、同時にその国家はその個人を陶冶させる国家でもなければならない。それゆえ国家はこの人倫を発展させる知恵を、制度の知恵としてもつのでなければならない。そうしなければ国家は真の国家とはならない。ヘーゲルはこう考えていたのである。

人倫の心とは信頼と尊敬の心。私の終生のテーマとの関連で言えば、隣人愛や慈悲や恕の心となろう。この心の源は市民生活の中にある。法的権利は守られてはいるが、ある意味で弱肉強食の世界になっている市民社会。この市民社会の中であって、共生の生活をし、互助組織をつくってこの心を育てている市民たち。ヘーゲルはこの心ほど大切なものはなく、この心を育てる国家こそ真の国家、こういう国家になってはじめて市民が思いを寄せる国家になることができる。バラバラな「ドイツ的自由」の国家でなく、強固な国家権力をもつ国家を実現することができる。宥和の国家を実現することができる。ヘーゲルはこう考えていたのである。

キーワード：市民自治、自己構成、職業団体

1 はじめに

『ドイツ憲法論』においてヘーゲルの国家観が共和制から立憲君主制を志向する方向に変わったと言ったら言い過ぎであろうか。『ドイツ憲法論』を読むとそのことが痛いほど伝わって来るのである。

ドイツの無力な現実、絶対権力をもってはじめて国家なのに、絶対権力を創設しようともせず、国家の体をなさないものを国家と称し、自らの権利に汲々としているドイツ諸領邦の現実、この現実への認識が深まる中で、共和制の主張だけでは共和制は実現せず、現実的な力をもつ政治、立憲君主制においてこそ共和制の思想は開花する。こんな思いでヘーゲルは『ドイツ憲法論』を執筆したのではなかったのか。『ドイツ憲法論』を読めば読むほど私にはそう思えて来る。

ところで、本稿が問題にする『人倫の体系』はこの『ドイツ憲法論』とどんな関係にあると言

うのだろうか。金子武蔵氏は翻訳『ヘーゲル政治論文集 上』の解説において次のように語る。

『ドイツ憲法論』は「1798年12月から1802年の夏までの3か年半」かけて研究執筆され、『人倫の体系』はその後の1803年頃執筆されたわけだが、このように両著は、一方で政治論文を書きつつ同時に他方で哲学論文においてそれを哲学的に深めるという関係にあって、このスタイルは終生変わることがなかった（金子243頁と329頁）。

こういう関係の中で書かれた『人倫の体系』は、したがって『ドイツ憲法論』が明らかにした政治問題を、哲学的に総括する書として書かれているとなる。ということは『人倫の体系』には、立憲君主制への思いをもつヘーゲルの国家論が哲学問題として叙述されているということになるわけで、そういう意味からして『人倫の体系』は、イエナ時代のヘーゲルの国家論を、とりわけ国家論の哲学認識を知る上で貴重な位置を占めることになり、初期ヘーゲルの国家論研究にとって好著となっているのである。

2 『ドイツ憲法論』の国家論

さて、『ドイツ憲法論』が明らかにしたことを改めて確認しておこう。次の3つである。1つは「ドイツはもはや国家ではない」ということの断定（憲法論S. 161、邦訳49頁）、つまり普遍的な命令においてさえ己を一つの国家として示すことのできない「ドイツ的自由」の横行するドイツは国家と言える水準にないということの断定（憲法論S. 8、邦訳38頁）。第2は、国家とはどうあってはじめて国家と言えるのかという国家の要件の提示、つまり「人間集団はその所有物の全体を共同して防衛するように結合されているときにのみ、国家と称することができる」が、そういう国家の要件の提示（憲法論S. 165、邦訳64頁）。そして第3はあるべき国家像の具体的な提案となっている。

この提案であるが、国家の要件はずばり言えば、「共同の武力と国家権力を形づくる」ことである（憲法論S. 166、邦訳65頁）。国家論の要諦はこれであって、他のことで代替してはならず、このことは明確にされなければならないと言う。そしてこれさえあれば他のことはどうでもよく、国家の形態でさえ君主制であっても貴族制であっても民主制であってもどちらでもかまわないとまで言う（憲法論S. 167、邦訳66頁）。

ところで本稿冒頭で書いた共和制についてはどのように語られるのであろうか。しかしこの書にはその語は出てこないのである。次のように語られる。「末端の糸に至るまで最高権力による操縦」（憲法論S. 172、邦訳72頁）よりも、「国民に自由裁量の余地を許す」方がよく（憲法論S. 172、邦訳72頁）、その方が国民が「理性と必要」に従って、「信頼と自由」をもって扱われたことを感じ、「自発的感情」をもって国家を支持するようになる（憲法論S. 176f.、邦訳77頁）。まとめでは次のように語られる。

「国家権力の中心点すなわち政府というものは、対外的対内的安全のために必要欠くべか

らざる権力を組織し維持することをもって己の使命とするものであって、この使命達成のために必要不可欠でないところのものは、これを国民の自由に委ねるべきであり、かかる事柄については国民の自由行動を許し、またそれを擁護することより以上に、政府にとって神聖たるべきことはない。……なぜと云って、この自由はそれ自体において神聖なるものであるからである」(憲法論S.175、邦訳75頁)。

ストレートではなく、何か奥歯にものがはさまったような形の自由の主張になっている。自由は神聖なものだから守ると言うのだから。若きヘーゲルの共和制の主張からするとトーンダウンは否めない。ドイツの現実の認識がこのようにさせたと解するのはやはり正しいだろう。しかしにもかかわらず、ヘーゲルは国民の自由を神聖なものと解し、それを実現しようとしているのである。したがって、共和制ではないが共和制を体現するのは国民自治だから、この国民自治の上に立つ立憲君主制が志向されるに至った。こう確認していいと思う。

しかし、この書には立憲君主制の語も出てこないのである。上で紹介したように、共同の武力と国家権力を形づくることさえできれば、国家形態は君主制であっても貴族制であっても民主制であってもどちらでもかまわないと言っているのだから当然である。ではなぜ、私が立憲君主制を問題にするのが疑問として湧いてこよう。その理由は以下のごとくである。

それはヘーゲルの思想形成史から見て、この『ドイツ憲法論』が転換点になったこと、つまり立憲君主制への志向を強めるに至ったということ言うためであった。だから「志向」としたのである。ヘーゲル自身のことばに即して言えば、「国民から受ける畏敬によって……即位する君主の人格において不易の神聖性をもつとすれば、国家権力は恐れることなく、はた妬むこともなく、社会のうちに発生する諸関係の大部分を、また法律によるそれらの維持を下位体系と下位団体との自由裁量に委ねることができる」ということばを、私は立憲君主制への暗示と捉え、志向と解したわけである(憲法論S.173、邦訳72-73頁)。国家権力の根拠が国民の畏敬により即位する君主の人格の神聖性のうちにある国家、そういう国家においてなら、下位体系と下位団体に自由裁量を委ねることができる、つまりそういう国家において国民の自由裁量を認めていこうと言うのだからである。

しかし正しくはやはり、イェナ時代のヘーゲルの国家観は国民自治の上に立つ国家論であって、国民自治を、真に国家権力をもつ国家に実現するにはどうしたらよいかを模索していたと言わべきであろう。実際『ドイツ憲法論』にも『人倫の体系』にも、立憲君主制そのものに関わる叙述はどこにも見られない。⁽¹⁾

3 『人倫の体系』の国家論

さて『ドイツ憲法論』が明らかにした諸問題を、『人倫の体系』はどのように哲学的に深めていったのであろうか。もちろん、哲学の問題は人間の自覚の問題だから、この国家論は当然人間

の自覚との関係において問題にされていくだろうし、同時に、人間が人間としての自覚を深めて行くにふさわしい国家はどうあるべきかの問いを含めてなされていくことだろう。

この自覚の角度から見て、まず気がつくのは、国家が、「絶対的人倫の理念」の認識を共有した諸個人における「人倫」の世界でなければならぬとされているということである。このことから問題にしていこう。

「絶対的人倫の理念を認識するためには、直観が概念に完全にぴったり合った形で定立されるのでなければならない」（人倫S.7、邦訳Ⅰ227頁、邦訳Ⅱ11頁）。書き出しにおいていきなりこう言うのであるから、戸惑いは禁じ得ないのであるが、しかしこのことばの中には、この書の意図が、つまり国家は絶対的人倫の理念の認識を共有した諸個人における人倫の世界でなければならぬという思想が端的に述べられているのである。それはなぜか。直観が概念に完全にぴったり合った形で定立されるということは、主観としての直観が己を客観世界の概念にぴったりあった形に定立するということであって、この一致において絶対的人倫の理念が認識されるということは、概念を共有するということになるからである。しかしそれがなぜ共有となるのか。それぞれの他のもろもろの直観も、絶対的人倫の理念を認識することにおいて、概念にぴったり一致するに至るのだからである。つまり、概念に一致して生きるということはその概念を共有し合うことで、したがって共に生きるということになるからである。

したがって「人倫」の国家とは、こうした絶対的人倫の理念を認識し共有した諸個人の上に成立する国家、個人に注目した言い方をすれば己を客観世界にぴったり合った形にさせることのできる個人の上に立つ国家、つまり「最高の主観・客観性（Subjektobjektivität）に到達した個人」の上に立つ国家となる（人倫S.54、邦訳Ⅰ304頁、邦訳Ⅱ97頁）。

それゆえヘーゲルがこの書で問題にしたことは2つあって、1つは個人が絶対的人倫の理念を認識し国家を求めるに至るその過程であり、2つ目はそうした個人が織りなす国家において、この絶対的人倫の理念の内容をどう豊かに発展させるかの問題となる。もちろん国民自治の問題は後者と関係する。

本稿もそれに準じてとなる。それぞれにおいて人間の自覚の問題がどのように問題にされたかを追ってみよう。

4 「絶対的人倫」の理念の認識

まず絶対的人倫の理念を認識し国家を求めるに至る過程についてである。しかしこの過程は、国家成立のいわば前史にあたって本史ではないので、スケッチ風に触れるに留めたい。

この過程は、『人倫の体系』は3章からなっているが前の2つの章において述べられる。第1章「関係に則った絶対的人倫」と第2章「否定的なものないしは自由ないしは犯罪」がそれぞれである。ちなみに第3章「人倫」はそうした個人が織りなす国家の叙述となっている。

さてこの過程は、高田純氏が『承認と自由－ヘーゲル実践哲学の再構成』で明らかにした「水

平的承認」にあたる過程で、個人が己の直観を、自然や社会に存在している概念にぴったり合わせて生きることが、己を主体者として確立することになるということを経験する過程である。人間が労働するにも道具を作るにも、自然をよく研究し、自然の法則に則ってでない限りは全うできない。このことは社会での交換や契約の場合も同じで、これらを結ぶには社会に通用しているルールに則る以外には行い得ない。つまり主体者として振る舞うことはできない。このように客観世界の概念に則して生きる生き方をすること、そのように己を陶冶していくこと、つまり客観世界を承認することを、ヘーゲルは直観が概念に完全にぴったり合った形で定立されるのでなければならぬと言ったのである。⁽²⁾

もちろんこうした生き方を身につけるといことは、己がどうしなければならないかを反省して客観世界の概念に身を則させるのだから、同時に人間としての自覚を深めていくことにもなる。しかしこの段階での自覚は己が生きることにおける自覚だから、共に生きることへの自覚ではまだない。だから闘争にも陥る。しかしこの闘争が人間に共存の必要を自覚させ、宥和の思想を身につけることを強いるのでもある。闘争は復讐を呼び、死の危険は避けられず、宥和の世界をつくる以外に道のないことを知らされるからである。こうして人間は宥和の世界、共存、つまり「人倫」の国家を希求するに至るのである。これが国家成立の前史である。

しかし以上の論述は人倫＝国家＝民族を前提しているもので、この前提を疑問に思われるかもしれない。この点について少し説明しておきたい。

上で、「人間は宥和の世界、共存、つまり人倫の国家を希求するに至る」と書いたが、まさに人倫＝国家で、ヘーゲルは、成立した人倫を第3章「人倫」において次のように述べるのである（人倫S. 52、邦訳 I 300頁、邦訳 II 93頁）。最初に人倫の美しい諸特徴を述べた後に、大項目第1節「国家制度（Staatverfassung）」を立て（人倫S. 56、邦訳 I 306頁、邦訳 II 99頁）、中項目 I 「体系としての人倫」において民族の全体像を（人倫S. 56、邦訳 I 307頁、邦訳 II 100頁）、中項目 II 「統治」において民族の統治の実像を（人倫S. 68、邦訳 I 327頁、邦訳 II 122頁）、そして中項目 III は欠落して存在しないが、文脈から類推すると、教育や学問を通じた民族の新たな自覚を叙述する。こうであるから、ヘーゲルにあっては人倫＝国家＝民族であったと言ってよかろう。⁽³⁾

ともあれ、己の直観を客観世界の法則に合致させて生きることこそ人間的に生きることになるということ、絶対的人倫の理念の認識とはこのことを知ることであって、宥和の世界に生きることの大切さを知ることとなる。哲学問題として言えば、人倫とは人間の深い自覚において成立する宥和の世界となる。人倫の国家はこうして成立するのである。

5 「絶対的人倫」の理念を共有する国家

さてこれからが国家の本史である。国民自治の問題と絡む国家のあり方はここで扱われているので、ていねいに見ていくことにしよう。

ところで、こうして成立した宥和の人倫の世界は同時に宥和を保証する世界でなくてはならぬ

いだろう。保証できない世界が宥和であるわけがないからである。だから宥和の世界とは宥和を求めて団結する世界のことであって、『ドイツ憲法論』が説くところの国家権力をもつ国家となる。まずこの問題から見ていこう。『人倫の体系』は次のように述べる。

「人倫は、特殊性及び自然的関係が端的になし得るところの相対的同一性の完全な滅却をともなった理知の絶対的な同一性であらねばならない。もしくは自然の絶対的な同一性が絶対的概念の一体性へと取り入れられ、そしてこの一体性において現存するのでなければならない」（人倫S. 52、邦訳 I 301頁、邦訳 II 94頁）。

特殊性とか自然的関係とかは個人的利害の立場に立つ関係のことであるが、そこに成立する相対的同一性を滅却して、理知（Intelligenz）が示すところの同一性になること、これが人倫だと言うのである。別の言い方をすれば、この相対的同一性がすっぱり絶対的概念の一体性の中に取り入れられた形で現存するのが人倫だと言うのである。だからこの人倫は「ドイツ的自由」にある国家ではなく、一つの権力のもとで一体化する国家であることが分かる。

しかしヘーゲルの願いは、一つの国家になることだけを目標としたのではなかった。同時に国民自治の上に立つ国家、市民自治と言ってもいいが、そういう国家を目標としていたのである。上の引用文からは残念ながらその思想は出て来ない。念のためにこれに続く部分を紹介することにおいて確認しよう。

「このようにして、無限的概念そのものが端的に個人の本質と一つになり、個人はこの形式において真実の理知として現存するに至る。個人は真実に無限となる。なぜならば、一切の彼の被規定性は滅却されるからで、彼の客観性は、人為的な意識にとってでなく、対自的に、経験的な直観の揚棄とともに存在し、知的直観（intellektuelle Anschauung）にとって存在するに至るからである。それゆえ知的直観は人倫を通して存在し、そしてそれにおいてのみ、実在的な目が精神の目となるのであって、肉体的なもろもろの目は完全に一致するに至る」（人倫S. 53、邦訳 I 301-302頁、邦訳 II 94頁）。

見られる通りだ。自然的関係を滅却した人倫においては、個人は真実の理知となり、知的直観を獲得して精神の目をもつことができるから、もろもろの目は完全に一致するに至ると言うだけで、国民自治、市民自治の思想は現れていない。

6 「徳」としての国家

果たしてヘーゲルは、国民自治、市民自治のことを忘れてしまったのだろうか。そんなことはない。このことについては順次本稿叙述の過程で述べることにして、まずヘーゲルがどんな思い

で人倫としての世界を描いていたかを見ておこう。

人倫においては「普遍的なものは個人にとって観念的なものとなり、もしくはそれが彼の意識の中へ歩み出てくる形で、観念的なものとなる。まったく、それが個人意識の中へ歩み出てくるということは、それが個人として定立されるということに他ならない。しかしながら、個人が絶対的人倫を己のもとに包摂し、そしてその絶対的人倫は個人に即して個性として現れるとするならば、それは別物となる。ここでは、総じて、個人によって定立される意志や恣意や被規定性があたかも人倫を包摂するかのようになり、その結果、人倫を支配し、人倫を否定的に敵及び運命として定立するかのようには考えられない。包摂行為は必ず主観性の外の形式となっていて、その主観性のもとで、人倫は、その本質がそのことによって触発されるということもなく、現れ来るに至る。このような人倫の現れこそが個別的なものの人倫、もしくは諸徳となるのである」(人倫S. 56f.、邦訳 I 308頁、邦訳 II 101頁)。

目指す人倫の世界は、普遍的なものが、つまり利己を超えた普遍的なものが個人意識の中に諸徳となって歩み出てくる形の世界であると言う。共存の、力を合わせていい国家をつくらうという人倫の国家の内実はこういうものでなければならないと言うのである。国家の必要や課題が意識へ流れ出てくる形、こういうことは上意下達でなく真剣な思いの交換ができる論議があつてはじめて可能となるが、これが人倫としての国家だと言う。したがってこの世界は、個人が個人の意志や恣意や被規定性でもって定立するような世界ではもちろんない。

実は、「人倫が諸徳となって個人に現れて来る」というこの思想こそは、『ドイツ憲法論』が問題とした国民自治、市民自治の上に立つ国家論と関連するのである。しかしどう関連するのだろうか。説明を要しよう。しかしヘーゲル自身がそう述べているのだから、ヘーゲルの叙述の論理を追えば、説明することになる。

7 「制度の知恵」をもつ国家

ヘーゲルは国家の課題について次のように言う。

「真実に人倫的な全体性はこの分離 [個々の下位体系] へと進行していかなければならず、そして統治の概念は制度 (Verfassung) の知恵 (Weisheit) として己を叙述するものでなければならない。その結果、形式と意識も、絶対的なものが同一性の形式において本性となるのと同じ形で実在的となる。全体性は端的に本質と形式の一体性として存在し、それらのどの一つも欠くことはできない。どんなものも区別されず、規定のそれぞれの個別性に対して直接的に全体そのものが自己運動するといった制度と関連する粗野性は、形式を持たずであつて、自由の廃棄となる。なぜなら、この自由は形式のうちにあつて、個々の部分、つまり全有機

体の下位体系が対自的にその被規定性において、自己活動的 (selbsttätig) となるということのうちに存在するのだからである」(人倫S. 69.、邦訳 I 329頁、邦訳 II 124頁)。

真実に人倫的な全体性として存在する国家は、国家を構成する個々の下位体系が自由に自己活動する形、これを実現していくのでなければならないと言う。全体主義であってはならず、全体を構成する諸々の下位体系が自由に自己活動しながら普遍性において一つになる形が人倫であるのだから、そうすべきであって、こういうことを国家はこの制度の知恵として実践していくのでなければならないと言うのである。

見られた通りであって、この叙述は『ドイツ憲法論』の「国民の自由に委ね」、「国民の自由行動を許し」、「下位体系に自由裁量の余地を残す」という思想と同じである。そしてヘーゲルはこの『人倫の体系』で、これを実現していく知恵を国家はもたねばならないとして、人倫としての国家のあるべき姿を明快に打ち出したと言える。

8 「尊敬」と「信頼」の国家

では、この知恵はどう働けば、真に発揮されるようになると言うのだろうか。個々の下位体系を自由にするだけなら、「ドイツ的自由」と変わらないし、国家権力として君臨するだけなら、下位体系の自由はなくなる。この国家権力が下位体系のためになり、自分たちのために働いてくれているということが個々の下位体系に実感され、個々の下位体系から尊敬と信頼が寄せられるようになれば、この知恵は発揮されることになる。先の「人倫が諸徳となって個人に現れて来る」のはまさに尊敬と信頼があつてのことである。ヘーゲルはこう考えたのである。そのための方策をいろいろ述べる。

たとえば為政者の資質について。『人倫の体系』時には代議制の研究は進んでいなかったのですが、第一身分の祭司や長老の資質として語られるのであるが、彼らは被治者と「同一の関心」をもつべく、また、長老は「絶対的で真実の長老を自ら作り出す」べく自己研鑽を積むのでなければならないと言う。つまり同一の関心をもつことをせずして自己活動性を保証するようなことはできないと言うわけである (S. 72f.、邦訳 I 334-335頁、邦訳 II 129-130頁)。

また統治の果たさなければならない課題として、侵略に対する市民の勇気(戦争参加)の免除、人格的侵害に対する刑罰での公平と保護、安全な営利活動と所有及び交換の安全の保証を挙げ (S. 65ff.、邦訳 I 322-325頁、邦訳 II 116-119頁)、さらに裁判については陪審制の導入による市民裁判権の保証を挙げるが (S. 88.、邦訳 I 361頁、邦訳 II 158頁)、これらがなければ、自己活動性の保証など夢の話となる。

しかし真実に知恵が発揮されて市民の信頼を勝ち取る場面は、人間性を破壊する貧困問題に対してとなると言う。市民社会は欲求の体系としてあって、盲目的であるため、機械的に貧困層を生み出す仕組みにもなるわけで、野放図な営利活動は市民をして絶対的で有機的な直観や神的な

ものへの配慮を失わせ、高貴なものへの侮辱という獣性をもたせ、ひいては民族解体の原因にもさせていく。だから知恵は、貧困を生み出すこの原因に対して、反対行動をとる（*entgegenarbeiten*）ことによって示されるのでなければならなくなるが、その最高のものは、職業階層（*Stand*）の「己における構成」（*Konstitution in sich*）を擁護し発展させることだとヘーゲルは言う。⁽⁴⁾

しかし、突然に、貧困対策の柱が「職業階層の己における構成」への擁護発展と言われてもよく分からない。どういうことだろう。次のように説明される。

職業階層の己における構成とは、職業階層が自覚的にお互いの共存共栄のために自治組織をつくることであるが、実際の社会ではこの組織が貧困対策を行っているのである。なぜそういうことができるのかと言うと、この組織は「彼ら（構成員）を信頼と尊敬等々において人倫的にし、そして、この人倫が……一つの生きた関係を定立する」からで、この人倫が富めるものに対して、「直接的に支配関係及びその嫌疑さえも、その関係への普遍的な参加を通して、減少するように強い」るからであると言う（人倫S. 84f.、邦訳 I 355頁、邦訳 II 151頁）。

つまり共存共栄のための職業階層の己における構成は、「彼ら（構成員）を信頼と尊敬等々において人倫的にし」、関係を「一つの生きた関係」にしていくので、相互に思いやる心を育て、富者の支配への欲望を自己規制させ、こうして貧困は克服されていくようになる。だからこれを擁護発展させることが根本において大切であると言うのである。

以上のことをまとめて俯瞰図的に言えば次のようになる。先の「下位体系」はここでの「自治組織」と同じであるが、それらの自由な自己活動性こそが、貧困の克服はもちろん、人倫の心を生み出す源泉となっている。だから国家はこれを擁護発展させるべく知恵をもつべきで、これによって「人倫が諸徳となって個人に現れて来る」、「尊敬と信頼」の国家を実現していくのだからなければならない。これが『人倫の体系』が解明した国家論となる。

こう整理すれば、『人倫の体系』の「人倫が諸徳となって個人に現れて来る」国家論が、『ドイツ憲法論』の国民自治、市民自治の上に立つ国家論と関連し、連結するに至ることは明らかであろう。市民の自治組織の擁護発展を大切にする国家は、言うまでもなく、国民自治、市民自治を大切にする国家だからである。

9 「職業階層の己における構成」

そしてこの叙述が、『ドイツ憲法論』の「末端の糸に至るまで最高権力による操縦よりも、国民に自由裁量の余地を許す方がよいのは、その方が国民が理性と必要に従って、信頼と自由をもって扱われたと感じ、自発的感情をもって国家を支持するようになる」というあの叙述とも関連していることが分かる。市民自治の発展を願う人倫の国家であれば、このことは必然の帰結というものであろう。

さて『人倫の体系』のこの「職業階層の己における構成」という思想には、尊敬と信頼を勝ち

取るための知恵や貧困克服のための知恵だけでなく、国家はどうあるべきかの根本問題を考える知恵も含まれているのである。自由な人間が自らにおいてつくる組織が尊敬と信頼の関係をつくり、逆に組織を人倫的にし、その力において貧困を克服していくというこの思想のうちにある。ずばり、内的自由こそ人倫を豊かなものにし、貧困を克服していくという思想には、国民自治の上に立つ国家論こそ人倫の思想を豊かに発展させることができるという根本認識が表明されているのである。

そしてこの思想は明らかに『法哲学』における職業団体 (Korporation) の思想を先取りするものであるが、むべなるかなと思う。職業階層の己における構成とは職業階層が自らにつくる自治組織、まさしくこれは職業階層の「職業団体」に当たるし、そして『法哲学』では、これが国家の「土台」となると言われるが、その理由に、この『人倫の体系』で言われたものと同じことが言われているのだからである。⁽⁵⁾

ところで、この「職業団体」の語であるが、『人倫の体系』には出て来ないのである。「職業階層の己における構成」という表現はあっても、何か特別な事情でもあると言うのだろうか。私はないと考える。なぜなら、これに先立つ『ドイツ憲法論』の中にはすでに「職業団体」の語は登場しているし（憲法論S. 174、邦訳74頁）、並びに「職業階層の己における構成」という表現は上で見たように、内容的に職業団体を代替していると考えられるからである。

ともあれ、この問題はもっと深めるのでなければなるまい。しかしその前に生ずるであろう疑問に答えておきたい。それは、先の引用（人倫S. 69.、邦訳 I 329頁、邦訳 II 124頁）における「個々の下位体系の自己活動性」の保障と擁護を、ここでの引用（人倫S. 84f.、邦訳 I 355頁、邦訳 II 151頁）の「職業階層の己における構成」の保障と擁護と考えるのはいいとして、なぜS. 69. の問いがS. 84f. で答えられるのか、飛び過ぎではないかという疑問についてである。簡単に説明しておこう。

S. 69. の「個々の下位体系の自己活動性の保障と擁護」というのは、中項目の II 「統治」(S. 68) の中で普遍的なものが特殊なものを包摂する時の基本原理として述べられたもので、この問題が再び取り上げられるのは、小項目 B 「普遍的統治」(S. 76) であること。その前に統治階層の性格と任務・位置づけを述べた小項目 A 「絶対的統治」(S. 70) が挿入されている。そして B の最小項目 A 「欲求の体系」(S. 80) において、ようやく特殊なものが普遍的なものに包摂されていく諸相が具体的に叙述されるわけだが、「職業階層の己における構成」の保障と擁護は、欲求の体系の盲目的運動に対する反対行動の鍵を握るものとして叙述されたために、結果として飛ぶことになった。これが理由である。

10 「職業階層の己における構成」の哲学的意味

さて、改めてこの「職業階層の己における構成」の哲学的意味を考察することにしよう。今の引用箇所全段落を紹介しよう。

「己における構成は、一つの生きた依存性及び個性対個性の一つの関係を、つまり肉体的依存性にはないもう一つ別の内的な連関を定立するに至る。この職業階層が己において構成されるということは、職業階層がその限定内部において一つの生きた普遍的なものとなるということを意味する。すなわちその普遍的なもの、つまり法律と法であるところのものは同時に、諸個人において存在するものとして、彼らにおいて、彼らの意志と自己活動性を通して実在的となる。この職業階層のこうした有機的な現実存在がそれぞれを個別的なものにし、その限りで、彼における生動性は他者と一つとなっていく。しかしながら職業階層というものは、絶対的な一体性においては存在し得ない。それゆえ職業階層は一部ではまだ彼らを依存的にもする。しかしながら信頼、尊敬等々において人倫的にし、そして、この人倫は原初的なもの、つまり純粋な塊、量を揚棄して、一つの生きた関係を定立するに至るのである。そして富めるものは直接的に、支配関係及びその嫌疑でさえ、その関係への普遍的な参加を通して減少するように強いられる。そして外的な不平等性は外的に減少し、並びに無限的なものは被規定性へと投げ出されるのでなく、生きた活動性として現実存在するに至り、したがって無限的な富そのものへの衝動は根絶される」（人倫S. 84f.、邦訳 I 355頁、邦訳 II 151頁）。

見られるように、この「職業階層の己における構成」こそがその内部に一つの生きた普遍的な連関を定立するのであって、この連関が、個々人にとって彼らの意志と自己活動性を通して実在的になり、このことを通して個々人は他者と一つであることを自覚し、信頼と尊敬の念において結ばれるようになって人倫的となり、自分本位の支配関係を放棄し、無限的な富への衝動を抑えていくようになると言う。

こういう国家になって、つまりこういう国家を目指す国家においてはじめて、人倫は個人に信頼され、個人の徳となって現れ出てくることになるう。

明らかに『ドイツ憲法論』を踏まえて展開されている。人倫の心を生み出すもの、それは内なる自由であって、自由な構成における自己活動性の中で育まれる。国家は不断にこれの擁護発展に努めるべきであって、この思想があったればこそ、『法哲学』において職業団体こそは国家の土台となるべしと喝破することができたのだと思う。

11 〈Konstitution〉と〈konstitutionelle Monarchie〉

「職業階層の己における構成」の哲学的考察は以上である。

ところで、この「職業階層の己における構成」の原語は〈Dieser Stand ist in sich konstituiert〉と言われたり、〈Konstitution des Standes in sich〉と言われたりするものであるが、問題は、この〈Konstitution〉と立憲君主制の原語〈konstitutionelle Monarchie〉の〈konstitutionell〉は名詞と形

容詞の違いがあるだけで、両者には同じ語が使われているということである。〈konstitutionelle Monarchie〉の訳語はもちろん立憲君主制でいいのであるが、この「立憲（立憲的）」と「構成」には深い関連があるように見えるのである。どう考えるべきだろうか。私は次のように考えるのである。

上でつづきに見たように、ヘーゲルの国家論は国民自治、市民自治の上に立つ国家論であり、「職業階層の己における構成」に立脚する国家論である。したがって、ここで言われる「構成」の力点は、市民及び国民が自治的に自発的に構成していく構成と考えるべきであって、この市民、国民が議會を構成し、そして憲法や法律を構成し、この憲法と法律に従って統治されるのが本来の立憲君主制、ヘーゲルはこう考えていたと考えるべきだろう。こうした理解のポイントは国民自治、市民自治の上に立つ国家論という点にある。

ところでこの「構成」は、以上見てきたように、ヘーゲルの国家論の要をなす概念である。それゆえ、次の面からも検討しておこうと思う。それは『人倫の体系』の直後に書かれた『イエナ実在哲学Ⅱ』が、〈Konstitution〉をどのような意味合いで使用しているのかの用法の面からである。〈Konstitution〉の使用の流れを確認しておくことは、「職業階層の己における構成」の思想を重視する本稿にとって意味をもつことだからである。

12 『イエナ実在哲学Ⅱ』に見る〈Konstitution〉

この『イエナ実在哲学Ⅱ』は1805/1806の「自然及び精神の哲学」のための講義草稿として執筆されたものであるが、この書は、『人倫の体系』と『法哲学』が「人倫」の項として扱っている内容を、「国家構成」(Konstitution)として扱うのである。何かヘーゲルの意気込みを感じる章立てとなっている。⁽⁶⁾

ところで〈Konstitution〉をなぜ、この場合のみ、わざわざ「構成」でなく「国家構成」と訳すのかの理由をまず述べよう。それは、まさにここでは、国家はどう構成されるべきかが問題にされていて、ルソーの社会契約説の「国家的結合」(Staatsverein)を批判しつつ、自説を論じる場面となっているからなのである(イエナⅡS. 245、邦訳206頁)。

さて、どんな意味合いで使用されているのだろうか。

「普遍的なものは民族であり、諸個体一般の集合、現実存在する全体、普遍的な権力である。それは個々人に対して不可抗力的な強さを持ち、彼らの必然性となり抑圧する威力となる」。しかしこの強さは個々人の自覚的な一者への結びつきにおいて真に効力を発揮するのであるから、国家は普遍的意志として万人の意志を一者に集中させる努力をしなければならず、「普遍的意志はまずもって、己を個々人の意志から普遍的意志へと構成する(konstituieren)のでなければならない」。だが同時に個々人の方も「己を、自己否定や譲渡及び形成陶冶によって普遍的なものにするのでなければならない」(イエナⅡS. 244f.、邦訳206頁)。

ヘーゲルはこのコンスティテューションを、普遍的意志は普遍的権力としての一者=国家に結

びつけられない限り効力を発揮しないから、国家による個々人への働きかけをまず問題にするが、同時に個々人もまた己を譲渡して普遍的なものにするのでなければならないと言って、己を普遍的なものにするのを、個々人の自覚においてコンスティテューション（構成）するという形で使っている。このことを、人倫の世界をコンスティテューションとして考察する『イエナ実在哲学Ⅱ』の態度と重ね合わせると、「個々人は己を、自己否定や譲渡及び形成陶冶によって普遍的なものにするのでなければならない」という叙述の中に、市民による自己構成こそが真の人倫ある国家をつくるという彼の思いが伝わっても来るように感じられる。つまり民族全体のコンスティテューションをつくらうという思いが聞こえて来るのである。

13 おわりに

『ドイツ憲法論』が明らかにした真の国家樹立の課題、それは同時にヘーゲルにとっては、国民自治を実現する国家はどうあらねばならないかの探究の場ともなった。国家の体をなさない「ドイツ的自由」の中では、共和制の要求はドイツの分散を促しかねず、共和制の要求だけでは共和制を実現できないと知るヘーゲルにとって、国家権力の確立と国民の擁護は国家論の両輪であって、立憲君主制への志向はそれを解決するものとしてあったのだった。

したがって、本稿において検討してきた国民自治を実現する国家の問題は、人間の自由を国家の中にどう実現するかの問題だったのである。そしてその最後の結論として『法哲学』における職業団体土台説となったと考える。

以上のことを『人倫の体系』の哲学認識が教えてくれたのである。人倫の国家は「人倫が国民の意識の中に現れ出て」はじめて本物となる。だから国家はそうなるために「体制としての知恵」を持つべきで、その知恵は構成員自身が信頼と尊敬の人倫を育てている自治組織を擁護発展させることで発揮される。こう認識する中で、ヘーゲルは「職業階層の己における構成」の深い哲学的意味を解明したのであった。そしてそれは同時に、国民自治を大切にす国家は、結局において、人間の内なる自由を、つまり自由な構成による自己活動性を擁護発展させることを使命とする国家となるのでなければならないということだったわけである。

[ヘーゲルの著作と邦訳]

- ① G.W.F.Hegel : *System der Sittlichkeit*, hrsg. von Georg Lasson, Philosophische Bibliothek Felix Meiner Verlag. Hamburg 1967.
邦訳Ⅰ 平野秩夫訳『ヘーゲル・自然法学』所収「道義の体系」(勁草書房、1963年)
邦訳Ⅱ 上妻精訳『人倫の体系』(以文社、1996年)
- ② G.W.F.Hegel : *Jenaer Realphilosophie Vorlesungsmanskripte zur Philosophie der Natur und des Geistes von 1805-1806*, hrsg. von Johannes Hoffmeister, Philosophische Bibliothek Felix Meiner Verlag. Hamburg 1969.
邦訳 加藤尚武監訳、座小田豊／栗原隆／滝口清栄／山崎純訳『イエーナ体系構想』所収「精神哲学草

稿Ⅱ(1805-06年)」(法政大学出版局、1999年)

- ③ G.W.F.Hegel : *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, hrsg. von Johannes Hoffmeister, Philosophische Bibliothek Felix Meiner Verlag. Hamburg 1955.
邦訳Ⅰ 藤野渉/赤澤正敏訳『世界の名著 35 ヘーゲル』所収「法の哲学」(中央公論社、1967年)
邦訳Ⅱ 上妻精/佐藤康邦/山田忠彰訳『法の哲学』(ヘーゲル全集、9a、岩波書店、2000年)
- ④ G.W.F.Hegel : *Gesammelte Werke 5*, hrsg. von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Felix Meiner Verlag. Hamburg 1998.
邦訳 金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』所収「ドイツ憲法論」(岩波書店 [岩波文庫]、1942年)

[参考文献]

- ① 高田純著『承認と自由—ヘーゲル実践哲学の再構成』(未来社、1994年)
- ② 金子武蔵訳『ヘーゲル政治論文集 上』所収「解説」(岩波書店 [岩波文庫]、1942年)
- ③ 岩佐茂/島崎隆/高田純編『ヘーゲル用語事典』(未来社、1991年)
- ④ 加藤尚武/久保陽一/幸津國/高山守/滝口清榮/山口誠一編『ヘーゲル事典』(弘文堂、1992年)

[引用]

引用の指示は、『人倫の体系』と『イェナ实在哲学Ⅱ』と『ドイツ憲法論』はそれぞれ(人倫)、(イェナⅡ)、(憲法論)と略記しページで示した。たとえば(人倫S. 21、邦訳Ⅰ 54頁、邦訳Ⅱ 38頁)とあれば、『人倫の体系』の原書は21ページ、邦訳Ⅰは54ページ、邦訳Ⅱは38ページということである。『法哲学』の場合は節で示した。原書、邦訳共通である。参考文献の場合もページで示し、高田氏の場合は(高田)、金子氏の場合は(金子)と略記した。

[注]

(1) 「立憲君主制」の語は『ドイツ憲法論』にも『人倫の体系』にも、そして『イェナ实在哲学Ⅱ』にも出て来ない。本文で見たように、国民自治、市民自治の上に立つ国家を展望しつつ立憲君主制への志向を強めていったと理解するのが正しいであろう。

ちなみに日本を代表するヘーゲルに関する事典である、『ヘーゲル用語事典』と『ヘーゲル事典』について言えば、次のようになっている。前者は、『イェナ实在哲学Ⅱ』においてヘーゲルは、市民社会の矛盾を克服する国家の編成は「立憲君主制としてのみ可能である」ことを明らかにしたと言い(205頁)、後者は、『ドイツ憲法論』においてヘーゲルは、「共和制をやめて立憲君主制を主張するようになった」と言う(111頁)。

これだけ読むと、立憲君主制が『ドイツ憲法論』と『イェナ实在哲学Ⅱ』において確立していたとの印象を受けるが、そうではなく、市民自治実現のために立憲君主制が志向されていったというのが真相である。

(2) 高田氏はヘーゲルの経済社会の理解を諸個人相互の水平的承認とまとめるのに対して、国家と個人の関係については垂直的承認とまとめる。理由は個人が「国家を自分の普遍的本質として承認し、これに自発的に服従する」形としてヘーゲルは解しているからと言う(高田102頁)。しかしこの後者のまとめには少し不足を感じる。本稿5以降で詳論するが、国家は個人の服従的承認のみで成り立っているのではなく、国家の側からのこの関係の維持発展の努力があって成り立ち、この努力の関係をヘーゲルは人倫と解して

いたと私は解するからである。

(3) 本稿では、ここ以外にも、『人倫の体系』の記述に則った論証をしているので、位置関係を明示するために、以下に目次を記す。

『人倫の体系』の目次

緒言	(S. 7)
第1章「関係に則った人倫」	(S. 9)
第2章「否定的なものないしは自由ないしは犯罪」	(S. 38)
第3章「人倫」	(S. 52)
大項目第1節「国家体制」	(S. 56)
中項目Ⅰ「静止態においてある (ruhend) 体系としての人倫」	(S. 56)
中項目Ⅱ「統治」	(S. 68)
小項目A「絶対的統治」	(S. 70)
小項目B「普遍的統治」	(S. 76)
最小項目A「欲求の体系」	(S. 80)
最小項目B「正義の体系」	(S. 87)
最小項目C「国民陶冶 (Zucht) の体系」	(S. 89)
小項目C「自由な統治」	(S. 90)

(4) Standは多くの場合「身分」と訳されるが、『人倫の体系』の場合身分制度に由来する意味で使用する場合もあれば、階層もしくは職業階層という意味で使用している場合もあるので、本稿では身分もしくは階層もしくは職業階層と適宜訳し分けた。この箇所の〈Stand〉を職業階層と訳した理由は、この〈Stand〉は「欲求の体系」の商工業階層に該当するからに他ならない。

(5) 『法哲学』では、「職業団体」については次のように言われている。

職業団体とは、欲求の体系としての市民社会の中にあつて、自分たちの生計と福祉を守るために(230節)、商工業階層がつくる自治組織のことであつて(250節)、「公の威力」の監督を受けながら、職業団体はその目的に則つて団体自身の利益と成員の能力の陶冶と生計に配慮する活動をしている(254節)。そしてこの活動において、職業団体は、成員に共通の目的のために働くことの大切さを自覚させ、理性性をもつように規定し、一つの共通の目的のために意識的に活動するようにさせている(254節)。こういうことだから、人倫の実現を目指す国家は職業団体を土台とするのでなければならない(255節)。

(6) 『イエナ実在哲学Ⅱ』とは通称で、正式名称は『イエナの実在哲学 1805/1806年の自然及び精神の哲学のための講義草稿』である。そのうちで本稿が扱ったのは「イエナの精神哲学 1805/06」の部分である。そしてこの「精神哲学」は、Ⅰ「主観的精神」、Ⅱ「客観的精神」、Ⅲ「国家構成 (Konstitution)」となっている。

(研究紀要編集委員会は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2003年10月20日付)。